

# 平成 22 年度(2010 年度) 第 1 回箕面市都市計画審議会 議事録

日 時 平成 22 年 7 月 2 日(金曜日)  
午前 10 時 00 分開会 午前 11 時 50 分閉会

場 所 箕面市議会委員会室

## 出席した委員

会 長	増田 昇	氏	委 員	二石 博昭	氏
委 員	池田 敏雄	氏	委 員	増田 京子	氏
委 員	新田 保次	氏	委 員	森岡 秀幸	氏
委 員	弘本 由香里	氏	委 員	笹川 吉嗣	氏
委 員	内海 辰郷	氏	委 員	大町 凱彦	氏
委 員	神田 隆生	氏	委 員	島村 治規	氏
委 員	中井 博幸	氏	委 員	安井 賢	氏

委員 14 名 出席

## 審議した案件とその結果

案件 1 北部大阪都市計画道路（第二名神自動車道）の変更の検討状況について【報告】

議案書に基づき報告

案件 2 北部大阪都市計画小野原西地区地区計画の変更の検討状況について【報告】

議案書に基づき報告

案件 3 北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の変更の検討状況について【報告】

議案書に基づき報告

事務局（松政）

定刻になりましたので、ただ今から、平成22年度第1回箕面市都市計画審議会を始めさせていただきます。

まず初めに、事務局より1点ご報告いたします。

大阪北部農業協同組合より選出していただいておりますが、笹川秀司（ささかわ ひでし）委員が、6月25日をもちまして大阪北部農業協同組合の理事を任期満了に伴い退任されました、これにともない本審議会の委員につきましても退任されました。

後任の委員につきましては、現在大阪北部農業協同組合で調整を行っていただいておりますのでご報告いたします。

次に、マイク操作の確認をさせていただきます。このマイク操作とテープの録音とが連動しており、後の議事録作成にも影響がございますのでよろしくお願い致します。

各委員におかれましては、発言前に前のマイクの青いボタンを押してからご発言をお願いいたします。次の方が発言される場合には、次に発言される方がご自分の前の青いボタンを押していただきますと先にお話しいただいた方のマイクの電源が自動的に切れるようになっております。なお、進行をしていただきます増田会長のマイクは常時つながった状態になっておりますので、よろしくお願い致します。

それでは増田会長、お願いいたします。

増田会長

おはようございます。今日は、何かとお忙しい中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

また平素は、本審議会の運営に対しまして、ご支援ご協力を賜り、重ねて厚く

お礼申し上げます。

それではこれより平成22年度第1回箕面市都市計画審議会を進めて参ります。

最初に事務局より所定の報告をお願いいたします。

事務局（松政）

定足数の確認についてのご報告をいたします。

本日の出席委員は、委員17名中14名でございます。過半数に達しておりますことから、箕面市都市計画審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、会議は成立いたすものでございます。

なお、舟橋委員、小枝委員、大石委員より欠席する旨のご連絡がありましたことを併せてご報告申し上げます。以上でございます。

増田会長

それでは進めたいと思いますけれども、いつも次に市長さんより挨拶の申し出がありますが、今日は特になくてよろしいでしょうか。

事務局（松政）

今日は市長が他の公務と重なっており欠席しておりますので、副市長の方からご挨拶ということで。

増田会長

それではよろしくお願い致します。

伊藤副市長

副市長の伊藤でございます。

本日は市長の倉田が公務が重なっておりまして急遽、私の方が代理で挨拶させていただきますので、よろしくお願い致します。

審議会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、箕面市都市計画審議会の開催をお願いいたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、公私何かとご多

忙中にもかかわらず、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素は、本市都市計画行政をはじめ、市政諸般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日の審議会には、報告案件3件の審議をお願いいたしております。

まず「北部大阪都市計画道路(第二名神自動車道)の変更の検討状況について」でございますが、本市の止々呂美地区に計画されております第二名神自動車道の箕面インターチェンジにおきまして、工事着工に先立つ詳細な調査、関係機関との協議によりまして、一部線形に変更が生じることとなりましたことから、まずは変更にかかる検討状況について、今回の審議会にご報告いたすものでございます。

次に、「北部大阪都市計画小野原西地区地区計画の変更の検討状況」につきましては、現在施行中の小野原西土地地区画整理事業におきまして、事業計画の変更により、公共施設の位置や区画道路の変更が生じましたことから、事業完了に向けて都市計画と事業計画の整合を図るべく地区計画等を変更しようとするものであり、今後の都市計画変更手続きに向けまして、まずは変更にかかる検討状況について、今回の審議会にご報告いたすものでございます。

次に、「北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の変更の検討状況」につきましては、現在施行中の水と緑の健康都市土地地区画整理事業におきまして、止々呂美東西線より北側、止々呂美1号公園西側の大阪府保留地におきまして、土地利用開始に先立ち詳細な地区計画を定める必要が生じましたことから、今後の都市計画変更手続き及び景観形成地区指定に向けまして、まずは検討

状況について、今回の審議会にご報告いたすものでございます。

委員の皆様方におかれましては、どうかそれぞれのお立場から、慎重かつ活発なご審議をお願い申し上げる次第でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会にあたりましての私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

増田会長

ありがとうございました。

ただいま副市長さんのご挨拶にもありましたように、本日の議題は報告案件3件についてでございます。

本日の審議は、午前12時を目途に終了したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは案件1「北部大阪都市計画道路(第二名神自動車道)の変更の検討状況」について、市より説明をお願いします。

案件1 北部大阪都市計画道路(第二名神自動車道)の変更の検討状況について【報告】
--

市(まちづくり政策課 上岡)

< 案件説明 >

増田会長

どうもありがとうございました。報告案件でございますけれども、ただいまご説明いただいた内容に関しましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

新田委員

3点ほど質問と、意見も含めてあるんですけれども、まず第1点は前回2007年8月(平成19年)にインターチェンジのコンパクト化ということが行われて、線形の変更も行いましたが、今回

さらに線形の変更を行うということに対してそれなりのきっちりした説明が必要かと思えます。

私の方でちょっと今、疑問点は、通常今回の国道423でしたか、まあ名神からいいますと、下位の規格道路の状況によって上位の規格道路が影響を受けるというのは、それなりの合理的な説明が必要かと思えますので、その辺をもう少し詳しくしていただけたらと思えます。特に整備工程の変更が国道423のその辺の変更理由についてもう少し詳しく説明して欲しいと思えます。それから一部線形で曲線半径が50mになります。非常に小さい曲線半径をとるわけで、交通安全上はある意味でより危険になってくるわけですが、こういうR50の事例はランプであるのかどうかその辺調べられていたらご紹介していただきたい。それからちょっと専門的になるんですけども、3点目はR50のときにはたぶん片勾配10%をとってと思うのですけれどもそれで正しいかどうか。それから設計速度が50kmでとられていると思うのですけれどもそれも正しいかどうか。もしそうした場合に50kmで設計速度をとるとなると、湿潤状態でここは考えてるんでそういう意味では安全だとは思いますが、結構積雪時とかこの地区ではありますから凍結とか、そういったときに一定の速度の低下をさせる必要があるの、その速度を守る規制速度をどのくらいにするのかも含めてですね、守る方策についてもちょっと調べられた方がいいんでその辺の取り組み状況がわかれば教えていただきたいと、以上3点です。

増田会長

はい、ありがとうございます。いかが

でしょうか、一点目は再度の変更に対しての説明、合理的説明というのをもう少しお願いしたいということと、ランプの曲率半径が50という一番ぎりぎりの範囲になってますが他事例があるのかどうかという話と、同じくランプの横断勾配が設計速度に対して凍結時あるいは積雪時での対応、このあたりについて3点ですね、ご質問でております。よろしく申し上げます。

千田課長

まちづくり政策課千田から説明させていただきます。

まず1点目の今回の変更理由下位の道路から上位の道路を変更させていくのはどうかということですが、まず今回変更理由として大阪府に確認をしました。結果的にはやはり財政健全化プログラムによって国道423号の整備を4車線から暫定の2車線で整備をすると、その計画に合わせてどうしても新名神に影響が出てくる。新名神側もその内容を精査し、なるべく経費の縮減を図る、また周辺環境に対する影響も小さくする。そういうことを考慮して今回の変更が進められたと聞いております。先生がおっしゃるようにもう少し内容について大阪府に変更の理由細部について確認させていただきたいと思えます。

続きまして2点目の他事例ですが事務局の方で調べました。今この近辺でわかっている事例を3点ほど紹介します。まず名神高速の茨木インター、ここにR50のカーブがあります。京都方面に走っている本線から料金所に入るカーブです。次に神戸ジャンクション、これは山陽自動車道と中国自動車道のジャンクションですが、姫路側から山陽自動車道を走ってきて、中国自動車道の山崎や加西方面にいくカーブです。そこがR5

0です。それと最後もう一つは大山崎ジャンクションです。これはちょっと複雑な形式で、どこと言うのはうまくいえないんですが、R40と更に厳しい特例値の数値を使った事例がございます。

それから3点目、片勾配10%、設計速度が50kmということですが、設計速度につきましては40kmと聞いております。もう一つ規制速度については今のところまだ決まってはいません。ご指摘の通りで、R50というのは基準値ではありますが、かなり厳しい数値です。箕面市もそのあたりのところは十分把握しております。今後、設計する段に、また、規制速度を決めていく中で、このあたりは警察との協議になるのだと思いますが、しっかりと安全対策を働きかけたいと考えています。たとえば規制速度表示や、路面での安全対策表示、また側壁の安全高さの確保、路面が滑らないようにする加工など、そのあたりをしっかりと申し入れていきたいと考えております。

増田会長

新田委員いかがでしょうか。

新田委員

ちょっと1点だけ追加で。先ほどR423が4車を、将来4車を暫定2車で当面いくということでした。そうした場合に将来4車にしたときはこの先ほどの設計変更はしない、そのまま残すという。そのR50はそのまま残してそっちの方は高速道路側は変更しないということですね。

千田課長

はい。そう聞いております。

増田会長

よろしいでしょうか。

新田委員

はい。

増田会長

ほかご質問、ご意見ございますでしょうか。中井委員どうぞ。

中井委員

あの、ここの説明の11番のところで山切り範囲の縮小、全体のコストはほぼ増減無しとなっているのが、これがまず山切りの範囲が縮小したら当然コストは減るものかなあ、と思っておりますが、これが何故かというのがまず1点と、それからもう1点、本当に素人考えですみません。ランプですね、この変更箇所の最初と最後のところは変更しないんだから高さの差はないはずなのにR50、余計距離は短くなっておるのに勾配、縦勾配が逆に低く、勾配が少なくなっているということはもとの設計にかなり無理があったのか、それとも元の設計がこれがやはりその高架が危ないということで高架にしなかったのか、というところをまずお伺いしたいと思います。

それから先ほどの答弁で答えていたいただきましたけれども、やはり箕面市域ということでもし事故等が起こったら箕面の方からやっぱり救急なり、災害対策をしないといけないと思いますので、そのところの詰めをきっちりしておいていただきたい、これは要望なんですけれども、最初の2点お願いします。

増田会長

いかがでしょうか。

千田課長

まず山切りの関係ですが、説明不足のところがありましたので補足したいと思います。まず第二名神の線形を変更したランプの影響によりまして、約10万<sup>3</sup>mの山切りが不要になったと聞いております。これにより数億円の事業費が軽減するということです。ただ、今回線

形を変えることによって橋脚また橋台の形状が変わり、事業費がその面では上がるということで、トータル的に第二名神側としては事業費の変更はあまりないと聞いております。ここからが補足なのですが国道423号側はと言うと、いわゆる府の整備する国道423号側は4車線を2車線に減らすのですから、大きく山切りの土量が変わります。それによって約30万m<sup>3</sup>の山切り土が減り事業費としても10億から20億くらいが軽減すると聞いております。

次に当初と変更後の線形の高さの関係ですが、今回、最小回転半径が小さくなり、今までは第二名神Fランプが河川を越え、国道423号も越えて大きく張り出していた形状からコンパクトな小さい形になりました。平面でみるとわかりにくいのですが、これまで河川、平面道路の上を、他のランプ道路の下をくぐる形でFランプが設計されていたのが、コンパクトにすることによって道路の上下を越える必要がなくなったということで、高低差を抑えることができるようになったと聞いております。そのことによって縦断勾配も小さくなったということです。

増田会長

中井委員、いかがでしょうか。まだ補足がありますかね。はい。

広瀬理事

すいません、少しだけ補足なんですけれども今のFランプのところの縦断勾配なんですけれども、ここの議案書に書いてる4.85%~2.9%というのはグリーンロードからの導入部で、R50mのところではないんです。R50のところにつきましては、変更前が4.5%であったものが変更後は1.105%とほぼレベルに近い形に改善するという

ふう聞いております。やはりまあRが小さくなる分、縦断勾配をゆるくすることで、安全性を少しでも確保したいということで変更しているんだというふうに考えております。以上です。

増田会長

中井委員いかがですか。

中井委員

一番私が心配しておりますのはやっぱりあの高架橋ということで、やはりその冬の凍てつきであるとか、そのましてR50ということでトレーラーがもし走ったときでも事故の心配もありますので、そのところはまあ、あのネクスコ自体がもっと降雪地域であの設計等もしているでしょうから、そのところは十分配慮してもらって設計してもらうように、箕面市からもやはり強く要望するべきだと思いますので、よろしくお願ひします。

増田会長

ありがとうございます。はい、他いかがでしょうか。大町委員どうぞ。

大町委員

あの先ほどの新田先生のお話と関連するんですが、変更後半径50mということでございますが、私たち実際車に乗る人間の心理からすると、グリーンロードで料金所をスルーしてそれからいよいよ第二名神に入るとということで、心理的には加速の方向に動くんですね。そうするときに、急カーブが出てくるというのがいささか心配な気がしております。で、そのへんのところ私は専門的にはよくわからないんです。そもそもこのインターのこのR部分の道路っていうのは高速道路なんですか、それとも一般道路なんですか。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

千田課長

高速道路のランプにA規格というものがありません。まず本線の道路区分が第1種第1級、設計速度が時速120km、暫定時は時速100km、です。その本線に見合ったランプ形状といたしまして第1種第A規格、設計速度が時速40km、その他、地形により種々基準がございます。先ほど第二名神本線に向かって加速する箇所が不安だということでしたが、今回のこの曲線半径R50になる区間は冒頭にも説明しましたが、グリーンロードを出て現道には降りずに、直接第二名神本線にのって行く区間でございまして、当然グリーンロードを出たところに料金所がございます。次にR50になる区間を抜けきったところに、また第二名神の料金所があります。このスライドではわかりにくいのですが、丁度料金所と料金所の間であまり速度は出ないと想定される区間です。それだからこれでいいのかといわれると、安全対策はさらに必要だと考えております。先ほど新田委員、中井委員がおっしゃられるように、しっかりと安全対策は府に対して、またネクスコに対して申し入れをしていきたいと考えています。

増田会長

はい、よろしいでしょうか。増田委員どうぞ。

増田委員

すいません、ちょっと私もその関連なんですけれども、前回の変更の時にそのやはり急カーブになるんじゃないか、ということをおもいわせていただいたんですけれども、それが更にやはり小さくなるというので、やはり心配なんです。それでこれ前回の資料なんですけれども、今回の資料、非常に見にくいですよ。やはりもうちょっとそういうあ

の、わかりやすい資料をまずそろえていただきたかったということと、それから前回のこれをみましてもやはり急カーブ、それで今のこれ小さいのでわかりにくいんですけれども、それよりもさらにこう小さくなるというのなら、もっと実感できるような資料というのをやはりいただきたかったということが1点と、それから、あのそれなら今、ここまでできるというのが、いろいろと府の関係もあるということなんですけれども、一番最初はもっとすごく大きかったわけですよ、何故最初からこういうことが計画できなかったのかということが1点。それからあの、今その凍結とかそういうのがいろいろあるということなんですけれども、今、新田先生にお答えがあったのはこの近辺の大山崎とかそういうところぐらいですよ。それである、他にもそういう山の中とかそういうところでのこういうのがあるのかどうか。前回私がいったのは長野の方でそういうところがあって危険だというか、ランプから飛び降りたことがあるんじゃないかというようなことを言ったと思うんですけれども、そういう事例があるのかどうか。それを聞かせてください。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

千田課長

前回、平成19年の時にも確か、ご指摘を受けました。その時に、特に気をつけるべき指摘内容は、まず本線から出てランプに入る曲線部、いわゆる本線ですから、当然100km近いスピードで走っていてランプに入ります。そこが特に危険だ、そこを十分に注意しなさいよ、ということをおっしゃられていた記憶がございます。今回は本線から出る箇所の変更といえますと、BDランプの方にな

ります。ここにつきましては若干ですが線形上の数値はよくなっていると認識しております。次に詳しい資料につきましては、今回は報告ということで次回の諮問の審議会がごさいます。それまでにもう少しわかりやすい資料をそろえさせていただきたいと思えます。続きまして長野県の方にあったということですが、お時間をいただければ調べたいと思えます。

増田会長

はい、よろしいでしょうか。他いかがですか。森岡委員どうぞ。

森岡委員

確認ですけど、この国道の423ですけどこの絵でいくと、そのランプが接続するところがちょっとふくらんでますよね。だからあくまでも2車線で、ちょっとだけ拡幅するという他は4車線で設置するのか、ちょっとその辺。

増田会長

いかがでしょうか。

千田課長

はい、この図面で若干ふくれているのは右折レーンが入ります。丁度このグリーンロードから出て国道423号に入るT字路の交差点、また第二名神と国道423号とのT字路、この間は結果として3車線区間が続きます。右折レーンの関係ということになります。

増田会長

はい、よろしいですか。

森岡委員どうぞ。

森岡委員

はい。将来的に4車線というのはあるのですか。

増田会長

いかがでしょうか。

千田課長

かなりの将来になると思いますが、こ

こは止々呂美吉川線という都市計画道路となっており、4車線を想定していません。

増田会長

よろしいでしょうか。はい。

増田委員

すいません、11ページのところに山切り範囲の縮小ということがありますがちょっとここで気になるのが、今この辺の文化財の埋蔵文化財ですか、その調査をしていると思いますが、今回縮小になってかかるのかどうか。丁度ここあの塩山城がある部分をやってると思うんですけどもそれはどうするのか、今まで通りの調査なのか、かかるのか、かからないのか含めてお答えいただけますか。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

千田課長

塩山城、いわゆる止々呂美城跡地のことだと思いますがこのランプとは関係してきません。どちらかという、第二名神本線の箇所、この絵でいいますと一番右端、茨木側の本線のところがその対象地域になっていると聞いております。去年その対象地域の東側から順番に試掘して調査をされており、去年の時には一切何も出なかったと聞いております。今年さらに、西側の試掘調査に入ると聞いております。

増田会長

よろしいでしょうか。

はい、神田委員どうぞ。

神田委員

聞いておきたいんですが、あの、以前423の工事で砂子橋の工事をしたときに凍結対策がとられた記憶があるんですが、特にあの余野川を跨ぐ高架橋です、これが何力所くらいあって具体的

な凍結対策なんかがとられるのかどうか、まあ、そのへんわかればご説明いただきたいんですが。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

千田課長

国道423号と交錯しており、わかりにくい図面になっておりますが、余野川を交差するランプ及び本線は、十数カ所あると聞いております。正確な数は把握できておりません。凍結対策についてですが、今現在、具体的な凍結対策というのは事務局としては聞いておりません。一般的な高速道路での凍結対策は当然に行われるものと認識しております。

増田会長

はい、よろしいでしょうか。

はい、そしたらあの何点かご指摘、あるいはご提案があったかと思しますので、まあ、その主なものとしては、一つは変更理由の合理的説明というあたりですね。大阪府の財政健全化プログラムですよ、というだけではなくて何故4車から2車への暫定整備なのかというあたりと、それによる効果みたいなやつをどういうふうにか考えられているのか、というその辺あたりの背景の説明を、一つは充実して欲しいということと、もう一つはあの説明用の図面ですね、複雑な構造になってますので極力わかりやすい説明資料をご準備いただきたい、というような説明に関する事項が一つと、もう一つは大きく安全対策ですね、曲線半径が最小化されるわけですので、それに対する安全対策について、これはむしろ意見と言うよりも要望という形で、やはりきっちりとした安全対策をとるべきだというふうな意見が出ている、というふうなことも、くれぐれも決定権者である大阪府にお伝えいただきたいというの

が、今日の審議の状況かと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そしたら、続きまして第2案件に入らせていただきましてよろしいでしょうか。それでは第2案件、「北部大阪都市計画小野原西地区地区計画の変更の検討状況」についてを議題とします。これについても報告案件でございます。説明をお願ひしたいと思ひます。

案件2 北部大阪都市計画小野原西地区地区計画の変更の検討状況について【報告】

市（まちづくり政策課 上岡）

< 案件説明 >

増田会長

はい、ありがとうございます。ただいまの地区計画の変更に関しまして、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

はい、中井委員どうぞ。

中井委員

あの、この図面で、もうひとつわかりにくいんですけれども、ここらへんになんか、鎮守の森かなんかあったように思ひますけれども、これはどの部分になるんでしょうか。

増田会長

はい、事務局いかがでしょうか。

千田課長

パワーポイントの図面で説明させてもらいます。ここの部分が鎮守の森といわれる部分。一般住宅地区にはいっています。今回、変更しようとするのは春日神社の南側の部分。このあたりの部分を変えることとなります。

増田会長

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

中井委員

今、箕面でも、その、街中の緑を守る

ということでかなりいろんな議論がなされているかなと思いますけれども、森があるにも関わらず春日神社の部分がその一般住宅地区ということになっておるようですけれども、そこを逆に緑地とか何か、そういうふうな感じの指定ということは考えられなかったのでしょうか。

増田会長

いかがでしょうか。

広瀬理事

はい。たぶんおっしゃっているのは、実際春日神社だし緑の固まりのところなのに、なんで一般住宅地区にいれてるんだということだと思ってしまうんですけども、テクニカルな話になるのかもしれませんが、たとえばいろんなところで公園とかがあっても、そこは地区計画とかやるときはどちらかの、いわゆる地区計画の細区分に入れてるとというのが現状ですんで、実際はあそこが住宅になることはないんですけども、一般住宅地に入れさせていただいて、仮にその神社が建て替えのときには当然、形態制限はそれに基づいてやっていただくということで、その旨ご理解いただけたらと思います。

増田会長

今回の変更に関係のない部分ですけれども、お気づきの点ということでご質問出たということでございます。

他いかがでしょうか。まあ、今まで場所がなかなか確定できなかった文教施設が確定できたと、それに伴って変更するというところでございます。よろしいでしょうか。

はい、そしたらだいたい皆さんご理解いただいたというようなことで、これから最後にご説明あった形で、公告縦覧とかたちの手続きに入っていくとい

うことでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

続きまして第3案件に移りたいと思ひますが、大町委員どうぞ。

大町委員

司会の会長さんのご了解を得て発言させていただきたいのですが、小野原西地区についてはこの審議会でもいろいろ議論されて景観形成地区に指定されております。その結果として建物とか看板の規制をずいぶん市の側で努力されております。その事例をちょっと私個人的に撮った写真がございますので、実際に皆さん審議されたけどその結果どうなっているのかと、いうことがあるかと思うのでちょっとご報告させていただく機会を与えていただければと思っております。

増田会長

できましたら、今日の案件がすべて終わった後で、「もしせっかくお集まりいただいておりますので何かご意見ないでしょうか」と、いったことを毎回お聞きしていると思ひますので、その段階でお願いできたら、ということによろしいでしょうか。

それでは続きまして第3案件に入らせていただきたいと思います。「北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の変更の検討状況」について、これも報告案件でございますが、市の方から説明をお願いしたいと思います。

案件3	北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の変更の検討状況について【報告】
-----	--

市（まちづくり政策課 松政）

< 案件説明 >

増田会長

はい、ありがとうございました。ただいまご報告をいただきました、水と緑の健康都市地区地区計画の変更の検討状況に關しましてご意見、ご質問等ございましたらいかがでしょうか。

はい、中井委員どうぞ。

中井委員

19ページのところ19番ですね、ここで沿道施設地区2のところの6番で客席の部分の床面積の合計が200㎡未満の劇場・映画館等は認めない、制限するということですが、これはもっと大きいものならかまわないということでしょうか。

増田会長

はい。事務局いかがでしょうか。

広瀬理事

ここだけ見たら今のような疑問が生じるかな、と今思いました。ただベースの用途地域が準住居地域となっていて、そもそも準住居地域では規模の大きな劇場等が規制されています。準住居地域の中で許容されているのがここに書いてある規模のもので、それも、この地区にはふさわしくないのだから地区計画で加えて規制したいという趣旨でございます。以上です。

増田会長

よろしいでしょうか。

はい、森岡委員どうぞ。

森岡委員

計画住宅地区で生活利便施設を立地しようというようなお考えですが、沿道施設あるいはセンター地区との住み分けと言いますか、逆にこれだけのキャパが必要なのかどうか。その辺のご検討をされましたか。

増田会長

はい。いかがでしょうか。

前田副理事

みどりまちづくり部副理事兼地域整備担当前田でございます。

まず、現在のセンター地区がございますが、そこでコンビニエンスストアとか、そういうものがあります。で、ここの住み分けも含めてということのご質問だと思っておりますけれども、基本的にこのセンター地区の施設に關しましては平成27年度で終了と、閉鎖になるということをお伺っております。28年度以降どういうふうにするかというふうには、現在大阪府と協議をしております。という現状でございます。従いまして生活利便施設として、最低スーパーマーケットを必須とした利便施設を新たにもってくるということを目指しております。現在あるコンビニエンスストア等との競合というものは近い将来なくなるというふうには認識しております。以上でございます。

増田会長

森岡委員いかがですか。はい、どうぞ。

森岡委員

27年に閉鎖されるというのは、コンビニが閉鎖されるのですか、それともセンターそのものがなくなるということですか。ようするに用途地域を変更するということですか。

増田会長

いかがでしょうか。

前田副理事

はい、それに関しましては大阪府の方におきまして、どういうふうな活用をしていくのかということが決められていくというふうには聞いております。従いまして現段階では閉鎖になるのか、あるいは存続、処分されるのか建物そのものが

潰されるのか、ということに関しましてはきちっと定まっておらないというふうな現状でございます、我々箕面市といたしましては、何とかその建物を含めまして有効活用ができないものかということを含めまして、現在大阪府と協議中でございます。以上です。

増田会長

はい、どうぞ。

広瀬理事

少し補足なんですけれども、おそらく今、森岡委員さんがおっしゃっているのは、そのセンター施設地区はそもそもそういう商業施設等が立地するところじゃないのか、ということかなと思います。今のですね、センター施設の利用、コンビニとかあるんですけれども、あくまでもあれは暫定的な土地利用というイメージ持ってます。議案書の3の15ページ、ちょっと細かい文字がいっぱい書いてあって、わかりにくくて恐縮なんですけれども、ここに具体的な制限内容、それぞれの細区分ごとの制限内容が書いてあります。この中で右寄りのところにセンター施設地区があります。これが今まさに言っているところで、ここはもともとベース用途が近隣商業地域ということで、まさに近隣の商業のために用意した土地ということは変わりません。その中で水緑にふさわしくないような用途は先ほどと同じことで、用途制限を地区整備計画の中で加えてるということで、形態制限についても、たとえば一番下の方の高さ制限16mとなっております、ここは。ですからだいたい、それこそ水緑・森町にもっともって人がはりついて、最終形のイメージになるかと思うんですけれども、そのときにはセンター施設地区というのは5階建てくらいまで許容できるような土地利用を、

そもそもイメージしているということです。今の形は暫定的な土地利用で、それでいきますとですね、もう少し左側見ていただきますと、計画住宅地区の1と書いてるところがありますアンダーラインがひいてある所、これがまさに今回、今日審議をお願いしてる場所なんですけど、ここはですね、ベース用途は第2種住居地域ですんで、先ほどの近隣商業よりも、もう少し厳しい、どちらかというとなベースは住宅というイメージを持っています。ただ一番きつような、たとえば低層住居専用地域みたいに、まあ、10m以下の住宅とかじゃなくて、もう少し近隣の利便のためにも使えるような、ある程度の商業施設とか事務所的なものも許容できるようなものを、もともと想定をしていましたので、今回そこがいよいよ23年度から土地利用が始まるんで、予め詳細な制限を加えていきたいという趣旨でございますんで、少し今を見ればちょっとセンター地区と同じようなことなんですけれども、将来のそのイメージというのはセンター地区と今回のところは違うというところでございます。以上です。

増田会長

よろしいでしょうか。

森岡委員どうぞ。

森岡委員

沿道についてもそれなりの商業施設、まあ、その沿道サービスをどういうふうなもので捉えるかということもあるわけなんですけれども、日常生活というよりもむしろその近隣の通行される方へのサービスということでは、それこそ八百屋さんというのは、沿道ではないだろうという意味で、そういう敷地も必要なのかと思いますけど、そのへんの最終的なキャパみたいなものが、ある程度検討

できていればいいんですけれども、そのへんどうでしょうか。

増田会長

いかがでしょうか。

広瀬理事

すいません、そのキャパという切り口でいうと、ちょっとそこまで正直申し上げて把握もしきれないし、なかなか難しいんじゃないかなと思うんですけれども、沿道沿いですんで、そういうイメージ図にあるようなちょっとした店舗が張り付くというのは、それはそれでいいと思うので、そういう制限を決めておくと、好ましくないものは排除していくと、市場原理になるのかもしれませんがけれども、キャパはちょっとわかりませんけれども、いくらか建っていくんだろかなと思っております。以上です。

増田会長

よろしいですか。

はい。森岡委員どうぞ。

森岡委員

これで終わりますけれども、たとえばその計画住宅地区、今回対象になっておるところですね、地域の集会所みたいな、その、まちづくりとしてはどういう方針を考えて、ようするに商業施設が立地すれば、あるいは商業施設を立地させるというふうな方針なのか、コミュニティの核にしようという方針なのか、ちょっとその辺の計画もあれば。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

千田課長

今おっしゃられているコミュニティの核、今の人口で想定するものと、最終形の人口で想定するものとは若干ずれがありますが、今回の計画住宅地区・沿道施設地区はそれぞれ住居と店舗が併用しているような、特に沿道施設地区

にしましては1階は店舗で上は住居というものを想定してまして、集会所は想定はしておりません。どちらかというところ今の規模ではセンター地区にそのような施設があり、当面の対応は可能と考えております。

増田会長

はい、よろしいでしょうか。

大町委員どうぞ。

大町委員

今度の計画住宅地区についてはいろんな制限が、他の一般住宅地区と違って、一番大きいのは大衆浴場というのがなくなっているんですよ。で、逆に言ったらここでは大衆浴場は開けられるんですか。

増田会長

計画住宅地区の中で、ですか。

大町委員

はい。他のところはみな制限がかかっているんですね。私は大衆浴場をはずしたことに賛成というか、してるんです。というのは、将来、今は若い世代が多いと思うんですが高齢化社会になると、独り者が風呂を沸かしてまではいるというのはなかなか難しくなってくると、やはり大衆浴場へ行きたいとか、そういうふうなニーズが出てくると思うんで、そういう前提として、こういうところをはずしたというのは、私は賛成したいんですが、実際に作れるんですか。

増田会長

いかがですか、第二種住居の中で大衆浴場は。

広瀬理事

すいません、今一生懸命資料を見てるんですけれども、ダイレクトに大衆浴場にあうのがでてこないんですけれども、たぶんいけるとは思いますが、明確に答えら

れなくて申し訳ないんですけれども、確かめさせていただきます。今の町委員さんの意見も参考にさせていただきたいと思います。

千田課長

用途に関する資料には、公衆浴場というものがありまして、第2種住居で立地可能です。

増田会長

はい、よろしいでしょうか。はい、他いかがでしょうか。

はい、二石委員どうぞ。

二石委員

パワーポイントの18ページなんですけれども、ここで計画住宅地区の敷地面積の最低限度が200㎡、そして次の沿道施設地区では確か170㎡になってますよね。それで、計画住宅地区に面する北側の里山地区は200㎡ということで規制やってるんですけれどもね、これで計画住宅地区200㎡、これで需要あるのかなあとおぼえてね、心配するんですけれども、150㎡にした場合に何か支障があるのかどうなのか、このあたりはどうなんですかね。

増田会長

はい、いかがでしょうか。最低敷地規模が200㎡というのは、少し販売上きついなじゃないかというご指摘ですけど。

千田課長

今回、200㎡という最低敷地規模基準を設けましたのは背後地の里山住宅地区、ここも200㎡になっており、それに整合させた経緯がございます。200㎡が販売上どうかといわれますと、現在、里山住宅地区の売れ行きも順調で、200㎡あると緑地がしっかりとれる。自然豊かな住宅地ですので、もし店舗や住宅を建てるとしてもしっかりとした

緑の配置を計画していただきたい、ということで背後地の里山住宅地区との連携が図れるのではないかと考えています。

増田会長

はい、二石委員どうぞ。

二石委員

私はね、保留地ですので大阪府の方がそれなりに販売計画を立てて協議はやられていると思いますけれどもね、まあ、要はこの地域については定住を促進していかなければならないというのが課題だと思いますので、そのときに今おっしゃるように緑が多いことにこだわったことはないんですけれども、150であつたらそれは阻害をするのかといつたらね、そういうことでもないだろうし、と思います。販売促進上は150にしておいてあげて、後は大阪府が保留地をどう分筆をしていくのか、そちらのほうに委ねても何ら問題はないのではないのかと感じましたので、そこらに関してはどうしても200に拘らないとならないのですかね。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

千田課長

この地区計画を定めるに際しまして、今、先生おっしゃられているように大阪府とかなりこの辺の基準を協議しました。大阪府もこの地区に関しては200㎡でいける、という回答を得ておりました。販売上、私は専門家ではないのですが、保留地を持つ大阪府がそのように述べておりますので、対応は可能と考えます。

増田会長

はい、よろしいでしょうか。はい、他いかがでしょうか。

はい、中井委員どうぞ。

中井委員

この前の勉強会というか、この前の会  
のときにちょっと聞かせてもらいまし  
たけれども、この部分の公共施設とい  
うか、消防署を建てる計画はないのかとい  
うことを、再度聞きたいと思います。

増田会長

いかがでしょうか。はい。

広瀬理事

まずもって事前説明会の時に私、同じ  
質問に対して答えたこと、少し誤りがあ  
りまして、そのことをその出席された方  
にお詫び申し上げたいと思います。訂正  
を込めてなんですけれども、このエリア  
です。消防署の予定が今ございま  
す。今回地区計画のエリアに入れる中  
に、消防署の予定地があるということ  
で、すでに概略ですけれども建物の規模  
等想定をしてプランを立て始めている  
んですけれども、今のこの地区計画の制  
限内容でクリアできるというところは  
確認しております。以上です。

増田会長

よろしいでしょうか。

はい、中井委員どうぞ。

中井委員

クリアできるということですが、ど  
ちらにするつもりなのか。計画地区  
であると工場ですね、が、だめですし、  
また倉庫でも150㎡を超えるものが  
だめというふうな基準になってますけ  
れども、その大きさで消防の分署なり  
出張所ができるのかというふうにちょ  
っと疑問を持つんですけれども、これ  
を決めたおかげで逆にそこで建たな  
くなくなってしまったということがない  
ように、そのところは十分計画段階か  
らしておかないとひどい目にあうと思  
いますので。その計画部署がどこかわ  
かりませんが、そのところ十分話し合  
うべ

きだと思えます。

増田会長

あの消防施設の立地というのは、今  
の基準の中で可能かどうかの確認を、  
再度ご確認いただきたいということ  
です。その点よろしくお願ひしたい  
と思います。もう一点私の方から、今  
小割り、小割りの議論が出てますけ  
れども、たとえば最大床面積、商業  
施設が入るとすれば今のようするに  
第二種住居地域の中で最大床面積は  
どのくらいまでいけましたか。

千田課長

床面積で10,000㎡まで可能です。

増田会長

10,000㎡。その可能性もあるとい  
うことですね。たぶんそういう大型  
の床面積の商業施設が入った場合に  
は、景観計画の方で緑化に努めるこ  
とということがうたわれております  
ので、大型施設が入った場合には  
緑化については十分協議されて充  
実させる必要性があるのではないかと、  
これは意見でございます。

はい、増田委員どうぞ。

増田委員

すいません、今の緑化にも関係ある  
かなと思うんですけれども、スライ  
ドの9ページに自然環境保全地区  
というのがありますよね。それでこ  
こオオタカは保全エリアになって  
いると思うんですけれども、ちょ  
っと今回すごく沿道に、こういう  
具体的な施設ができるできない  
というのが出てきてちょっと気にな  
るんですが、ここ3年間、オオタ  
カは営業してませんが、このオオ  
タカの営業、そして緑地保全、自  
然環境保全地区というのを今後ど  
うしていこうとしているのか、ち  
ょっとまず、そのへんをお聞かせ

いただけますか。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

前田副理事

大阪府が主催をしておりますオオタカ調査委員会というものがございます。この調査委員会はだいたいおおむね年2回程度開催をされ、オオタカ等の現状の分析や将来のオオタカを保護するためにどうすればいいのかということ議論されております。私たちはその議論されてる内容をいろいろと把握している中で、この保全地域に関しましては、将来的にもオオタカが営巣するようになるような、そういう方向でもっていくと、そういう形で保全していくというふうな議論がされているという認識をしております。以上でございます。

増田会長

いかがでしょうか。

増田委員

まあ、ということで大阪府としてもそういうオオタカ保全エリアとして今後ずっとそういう位置づけであると、まあ、これはあちこちで聞いているのでそう認識させていただきますが、これを前提としてやはり私もこの3年間、何故営巣してないのかと現地を見ながら感じていて、確かに止々呂美東西線の車通行が増えていることや第二期工事が始まっていることもあるんですけども、今回、道路沿いに、まあ、できないものもいっぱいあって規制はかけられているんですけども。沿道にガソリンスタンドはできるんですか、できないんですか。ちょっとご確認ください。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

千田課長

ガソリンスタンドは東西線沿いは可

能です。

増田委員

それでね、今、10,000㎡の敷地まではいけるという話もあったり、それからガソリンスタンドという、ガソリンスタンドの夜の光というのはすごく煌々として、オオタカの営巣には私は影響を及ぼすと思うんです。ですから他の店舗にしても、今はまだ夜はそんなに光はないんですけども、もっともっとお店としてイルミネーションも含めてですけれども、そういうのがくると、せっかくオオタカを保全して、それをある面売りにしたまちづくりというのにしようとしたとしても、私は実際にこのオオタカの保全・営巣は、今後将来非常に厳しくなると思うんですね。その辺についての対策は今回のこの改正に対しまして、変更に関しましてはどうなのかと。大阪府はどうなのか。たとえばオオタカ調査委員会にはかけられたのかどうか。その辺をお聞かせください。

増田会長

いかがでしょうか。

千田課長

オオタカの保全に関しましては、今後とも大阪府を通じてオオタカ保全委員会のご意見を聞き、事業者である箕面整備事務所に対策等をお願いしていきたいと考えています。ここからは少し専門家に聞いた意見で受け売りなのですが、オオタカは万博公園にも営巣していると、それと中央自動車道の道路際にも営巣していると聞いております。何が言いたいかと言うと、その専門家がおっしゃるには、今、確かに近辺で工事し、騒音もひどくてオオタカが住む環境としてよくない。でもこの工事が落ち着いて一定の静けさ等が戻ったら、また戻ってくる可能性は多分にある。また、オオタカ

も慣れたらなんとかなる。そういうご意見も専門家から聞きました。ただ、それはそれとして一番冒頭に述べましたように、オオタカ委員会等の意見もしっかりと聞いて、必要なことについては申し入れをしていきたいと考えています。

増田会長

よろしいでしょうか。

増田委員

確かにオオタカというのは動物の学習能力がありますので、よくいわれるのが隼でもマンションのどこかビルの中に営巣していた事実も、それはあります。でもやはり、それが永続的に続くかといったらそういうものじゃないんですよ。ですからやはり、ここで永続的にオオタカを営巣というのをちゃんと守っていこうというのであるならば、そういうことができるような体制をとるために、私はガソリンスタンドはちょっと厳しいなと思いますので、意見として大阪府にぜひ伝えていただきたいのと、それから2001年のこのオオタカ保全に対する提言の中で、やはり鳥獣保護及び狩猟に関する法律に基づく保護区域ですね。保護区に稀少鳥獣生息地の保護区にしたら、という提案をされてるんですけど、これはその50ヘクタールの中の部分なんですけれどもね。未だこれはされてないんですよ。あの、猟銃で禁止というのはされてるんですけども、やはりそういったスタンスを持つのであれば、私はこういう保護区をやはり指定すべきじゃないかと思いますので。この辺も一度オオタカ委員会などにももう一回諮っていただきたいということを、大阪府にぜひ要望しておいてください。お願いします。

増田会長

はい、よろしいでしょうか。はい、い

かがでしょうか。はい、神田委員どうぞ。

神田委員

確認しておきたいんですが、大阪府のスタンスなんですけどね、200㎡でこの面積だったらだいたい160区画単純にいけば、保留地処分することになってくると思うんですが、それを優先するのかそれとも商業施設スーパーを引っ張ってくるのを優先するのか。それによって保留地処分をどうするのかということも全然変わってきますから、その辺の大阪府のスタンスはどうなっているのか。それで何故、今このタイミングでこの案が出されてきてるのか。その辺の大阪府のスタンスがあって出されてきてるんだと思うんですけどもね、その辺どういうふうに市として大阪府から聞いているのか、市として判断しているのか。その辺お答えいただけますか。

増田会長

はい、いかがでしょうか。事務局。

千田課長

大阪府に聞くところによりますと、やはり商業施設を何がしかもってきたい。これは地域住民からの強い要望もござりますし、また住宅地の販売促進も兼ねた思いだと考えます。スーパーを中心とした商業施設を公募をかけて誘致したい、ただ、その規模とか時期とかまたどのくらいの期間なのか、その辺はまだ、明確には定かになってないと聞いております。

増田会長

よろしいでしょうか。はい。

いかがでしょう、よろしいでしょうか。

何点か、一つ大きな意味で言うと、センター地区が一方であって、今回ある一定の商業施設の誘致というようなことを図りますから、長期的なまちづくりの

整合性というようなことを十分検討しておいて欲しいというような話と、もう一つは公共施設である消防施設の立地確認をきちっとしておいて欲しいという話。あと、オオタカの営業への影響というようなことを含めて、直接保護区域の指定等々は今回の都市計画変更とは関係ございませんけれども、トータルとしてオオタカ委員会に十分な配慮というような話を連携をとって進めていただきたい等々、2点ございますので、これは決定権者への調整というよりもむしろ施行者、事業主としての大阪府との調整ということを十分やっていただきたいということで、よろしく願いしたいというふうに思います。ありがとうございます。そしたら第3案件につきましてはこれで終わらせていただいてもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは今日予定しておりました3つの案件につきましてはすべて終わりました。いつもこの際何か他に意見はございませんでしょうか、ということをお願いしているんですけども、先ほど大町委員の方から、小野原西でいろんな景観誘導をしてきた結果こういうまちが形成されてますよ、ということを少しご紹介したいというふうなご発言があったんですが、よろしいでしょうか、皆さん。そしたら皆さんご了解いただきましたので少しご紹介いただければというふうに思います。はい、そしたら少し簡潔にご説明いただければと思います。

大町委員

当審議会及び景観審議会等でいろいろと皆さんご意見をされて、実際には条例が施行されているわけですが、じゃあその後はどうなっているのか、というこ

とについては市関係者からは、手前味噌になるご遠慮もあるのかと思いますが、私たち市民の立場でまちを見たときに、小野原西地区についてはご報告した2つのような例がございます。

上は箕面市がいろいろと先方とお話し合いをして変更した例です。下がその企業が持っているもとのコーポレートカラーということでございます。

特にガソリンスタンドについてあまり変更ないじゃないか、というふうにお考えになるかと思いますが庇の部分です、これキャノピーと申しますが、これを含めてのデザインというのは石油会社にとってはかなり大きな問題でして、会社として決定するに当たってはディーラーさんも含めて全国的な検討会で決定しております。従ってこれを変更するというのとは並のことではないということで、それを市が粘り強くやっていただいたという非常に特異な例だと、私は思っております。

それから次の例はごく最近できた例で、まあブルーが白になった、どこがどう違うんだということですが、こういうふうな色を逆転させるということが実際に行われておると。その他市内各所で随分いろんなことで市関係者が努力されております。当委員会の委員、審議会の委員のご協力を得て変更した例もこの際ご紹介しておきたいと思っております。以上でございます。

増田会長

どうもありがとうございます。市が景観協議をされた成果として、こういうふうな形で展開をしているというようなことでございます。こういうふうな看板の変更の初期の事例というのは、京都の白川通りなんか特にこういう状況があったり、あるいはシャンゼリゼ通りなん

かに出てるマクドナルドなんかかなりパリの基準に基づいてですね、かなり変更されているという事例がございます。ありがとうございました。

そしたら今日の第1回都市計画審議会を終了させていただいてよろしいでしょうか。

それでは今日すべての日程を終えたと思います。慎重なご議論、活発な意見交換ができたのではないかと思います。どうもありがとうございました。これで平成22年度第1回都市計画審議会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。